

# 倉敷市立琴浦南小学校PTA細則

## 第1章 総 則

第1条 この細則は、倉敷市立琴浦南小学校PTA規約の定めるところにより、PTA活動の推進と運営の円滑を計ることを目的とする。

## 第2章 学 級 委 員

第2条 各学年においては、3名ずつの学級委員を選出する。

1名は学年の部長となる。学級委員は学級PTA活動の推進役となり、学級担任その他と十分なる連携を保ってその運営に当たる。

第4条 地区より選出された評議員は、その属する学級の学級委員に準ずる。

## 第3章 評 議 員

第5条 P会員からの評議員の選出は地区および学級からとする。地区は、萱苅・和井田・沖熊・堀江の4地区とする。

第6条 地区において1地区を1単位とし、年度の初めにおける児童数10名において、1名ずつの評議員を選出する。端数は切り捨てとする。ただし最低は3名とする。

第7条 各学級においては、その学級委員が評議員として地区から選出されていない場合には、学級から選出された評議員とする。

第8条 T会員からの評議員は、学校長・教頭・教務主任・PTA事務担当者・学年主任・専門部担当者および学校長の指名するものとする。

第9条 評議員および学級委員の最終決定は、前年度三役会において行うものとする。なお、若干名の追加評議員を三役会において指名できるものとし、また欠員を生じたときは補充する。

第10条 学級より選出の評議員は、その属する地区の評議員を兼ねることができる。

第11条 各地区においては、その評議員の中より1名の代表評議員を定める。

第12条 地区評議員を選出しその後学級委員の選出を行う。

第13条 投票までの事務については、前年度の役員が介助できる。

## 第4章 会 議

第14条 会長・副会長および会計監査をもって、三役会を構成する。

第15条 三役・各専門部長・学年部長・および教務主任・PTA事務局担当者をもって運営委員会を構成し、特別に重要な議題について審議する。

第16条 臨時あるいは特別の委員会は、三役会において定める。

## 第5章 専 門 部

第17条 本会には次の専門部をおく。

- (1) 交通・育成部 (2) 文化・体育部 (3) 広報部
- (4) 学級専門部 (5) 母親専門部

第18条 各評議員は、何れか一つの部に属する。交通・育成部および文化・体育部は、各地区から1名以上属する。母親専門部は2名の定員とし、選出については別に付記する。

第19条 各部においては、部長1名副部長若干名を選出する。

## 第6章 三 役 選 考

第20条 三役選出は、評議員の互選による。ただし、前年度の評議員の議決により三役選考委員会によることができる。

第21条 三役選考委員会は所定の地区ごとに評議員の中より選出し、その地区の意向を代表して、三役選考委員会に参加する。

第22条 三役選考委員会には、三役会より三役会で選ばれた2名が参加する。

第23条 三役選考委員会においては委員長1名を互選し、委員長は会の進行を掌る。

## 第7章 慶 弔

第24条 慶弔金および餞別等に関しては、別にこれを定める。この改定は三役会において行い、評議員会の承認を得る。

## 第8章 附 則

第25条 この細則の改定は評議員会において、出席者の過半数の同意を得て行うことができる。改定の結果は次期総会において報告する。

### 第26条 旅費規定

#### 第1項 総則

- 1 この規定は、倉敷市立琴浦南小学校PTA会員の出張旅費を次のように定める。
- 2 この規定によって支給する旅費は次のとおりである。
  - (1) 乗車船賃 (2) 宿泊料 (3) 食費
- 3 出張は日帰り出張と宿泊出張に区別する。  
日帰り出張とは、琴浦南小学校を起点として、即日帰校範囲内にある距離と用務のあるものをいい、それ以外の出張を宿泊出張という。
- 4 旅行は順路による。ただし、天災その他やむを得ない事由により順路によって旅行ができない場合は、実際に利用した経路または交通機関によることができる。
- 5 旅行日数とは、用務のために要した日数をいう。
- 6 出張中私用のため用務を欠いたときは、その間の旅費は支給しない。
- 7 関係先より旅費を支給されたその額が、この規定の定める額に満たないときは、その差額を支給する。

#### 第2項 出張旅費

- 1 旅費計算上の発着点とは、実際に利用した駅または港をいう。  
乗車運賃は、普通料金により計算する。
  - 2 泊を伴う出張は、岡山県の教職員の旅費規程に準ずる。
  - 4 日帰り出張の場合は、以下の額を支給する。  
児島管内・・・ 500円 倉敷管内・・・1000円 岡山市内・・・1500円
- 3 旅行日数及び旅行夜数の計算は、次のとおりである。
  - (1) 旅行日数は、出発日・帰着日をそれぞれ1日とする。
  - (2) 旅行夜数は、午前0時を経過したときをもって一夜とする。
  - (3) 宿泊費及び食費は、別に定める。

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、PTA会長と学校長が協議の上これを定める。

### 第27条 PTA事務

- 第1項 PTA会長は、雇用契約に基づいてPTA事務員を雇用し、PTAの事務にあたらせることができる。PTA事務員の任期は1年とする。
- 第2項 PTA事務の仕事は、PTA集金業務などとする。
- 第3項 PTA会長及び校長は、PTA事務員の選任、報酬の決定に当たる。
- 第4項 PTA事務は、原則として週当たり3時間(時給800円)とし、その報酬はPTA会計より支出する。

#### 付記 母親専門部員の選出方法

各地区1名、2地区を割り当て、萱苅・和井田・沖熊・堀江の地区順で、年度ごとのローテーションとする。また、母親委員の任期は、2年とする。

昭和59年1月20日 制定

昭和59年4月 1日 施行

平成 2年4月21日 改定(第12条)

平成 4年2月25日 改定(第2条 第6条 第17条)

平成 7年2月23日 改定(第17条)

平成 8年2月 9日 改定(第9条)

平成14年3月 1日 改定(第14条)

平成18年4月24日 改定(第2条) 1クラスの場合の定員

平成19年2月28日 改定(第18条) 及び付記追加 母親委員等

平成19年9月12日 改定(第5条) 地区割

平成19年9月12日 改定(第18条) 付記 母親委員の選出方法, 及び任期

平成22年4月22日 改定(第2条) 1クラスの場合の定員

平成26年4月26日 改定 (第26条, 27条) 旅費規程 PTA 事務  
平成28年4月27日 改定 (第6条, 第10条) 評議員の選出方法  
令和2年5月8日 改定 (第2条) 1学年複数学級における学級委員の定員  
削除 (第3条) 学級委員部長